

**家業（印判制作販売業）を法人化した場合、先代が株式払込金を支出した場
合において、長男・長女を實質的株主
として株式を取得させるため、その
株式払込義務を代わって履行したも
のであるとして、長男・長女の株主權
を認めた事例**

〔札幌地裁平七（ワ）第三一五二号、平八（ワ）
第八一号、株主權確認請求・株主總會決議
不存在確認請求事件、平9・11・6民事第
一部判決 認容・控訴〕
〔参照条文〕
商法二〇四條

《解説》

一 本件は、Xらが印判制作販売
を目的とする株式会社Yに対して株
主權の確認等を求めた訴訟である。
Xらの先代A（Xらの父）が個人事業
（家業）として行ってきた印判制作販
売業を、昭和十七年に法人化し株式
発行総数五〇〇株、発行株式総数五〇
〇株、資本金五〇万円、X₁（Aの長男）
が七〇株、X₂（Aの長女）が二〇株引
き受けた。昭和五十六年に一株につき
新株三株を割り当てる新株発行がさ
れた。そこで、Xらは、右株式数の
株主權の確認等を求めた。

これに対して、Yは、会社設立当
時、A夫婦のみが株主であり、Xら
は単なる名義株主であった旨主張し
て争った。争点は、Xらが、Y設立

死や老衰などの自然死の場合とで何ら
事情は変わらないこと、他方、前述の
とおり、平成六年五月下旬、太郎の殺
害の事実が明るみに出て、被控訴人ら
は自己のために相続が開始したことを
知った時点で、太郎の営業上の債権債
務を含む遺産の相続につき、承認、放
棄、あるいは限定承認の選択権を与え
られていたのであり、被控訴人らの意
思で相続を承認した以上は、それによ
る危険を負担することになったとして
も止むをえないと解されることなどに
照らせば、被控訴人らの主張は採用す
ることができない。

4 したがって、一郎は、太郎死
亡後も引き続き、その相続人である被
控訴人らの代理人として、丸田屋の営
業に関する代理權を有していたものと
いうべきである。

三 次に、控訴人らの売掛代金につ
いて検討する。
証拠（枝番を含む甲三ないし一〇、
二二ないし三二、原審証人五十嵐海爾、
同高橋勲夫、同小林永義、同小林隆二、
原審における控訴人石沢商事代表者、
同控訴人タカウ代表者、同控訴人外川
六郎本人、同控訴人中徳防水布店代表
者）によれば、控訴人らは、原判決別
紙取引内訳表記載の取引期間内に、同
表記載の取引商品売り掛け、少なく
とも同表記載の残代金の金額の売掛代
金債権（ただし、控訴人石沢商事は一
一〇万三三五一二円、控訴人新潟アサヒ
販売は三二万〇五五八円）を有してい
ることが認められる。なお、控訴人石
沢商事及び控訴人新潟アサヒ販売は、

承を希望しない相続人は、相続を放棄
しさえすれば（本件のように、死亡の
事実が数年後明らかになった場合には、
その時点から三か月以内に相続放棄の
手続をとることによって）、それらの法
律関係から解放されるのであるから、
特別に不都合があるとはいえず、逆に、
取引の相手方にとっては全く意識もな
い相続人の営業継承の意思の有無に
よって代理人の代理權が左右されるこ
ととなり、著しく不都合であることは
明らかである。

さらに、被控訴人らは、本人である
太郎の死亡原因が代理人である一郎に
よる殺害によるものであって、そのよ
うな反社会的な行為により死亡という
結果を招来した場合に、一郎の行った
取引について商法五〇六條の恩恵を与
えることは信義誠実の原則に反するこ
とか、本件のような殺害による死亡と
いう重大事象の場合にまで取引安全の
法理を優先させるべきではないと主張
する。

たしかに、被控訴人らにとっては、
父親である太郎を殺害された上、さら
に、その後加害者によって継続された
取引上の債務の支払まで義務付けられ
る結果となり、これを拒む心情も理解
できないではないが、しかし、一方、
控訴人らには全く過失はなく、丸田屋
の営業と信じて取引してきたのであ
り、控訴人らにとっては、営業主の太
郎が死亡したことを知らされていない
以上、その死亡の原因が殺害という反
社会的な行為による場合と、通常の病

当時、実質的株主であったか否かであった。

二 本判決は、要旨次のとおり判示して、Xらの請求を認容した。

すなわち、本判決は、(1)Y会社の設立に当たっては、A名義の預金口座から五〇万円が株式の払込に充てられており、Aがすべての株式の払込金を支出したものであるが、(2)①X₁は高卒後家業である印刷制作販売業に従事するようになり、Aを助けて業績を伸ばし、AにYの法人化も進言した(その後、Aと会社経営方針の相違で対立し退職した)、②X₂も高卒後勤めていた就職先を退職して家業に従事するようになった(その後、結婚退職)等の事実関係があり、③Aは、X₁X₂には名義だけでなく実質的な株主として株式を保有させようとしたものと推認することができ、AはX₁X₂を実質的株主として株式を取得させるため、Xらの株式払込義務をXらに代わって履行したものと認めるのが相当であり、一旦株式を保有させた以上退職しているからといってこれを奪うことはできない旨判示したのである。

三 本件は、家業(印刷制作販売業)を法人化した際、先代が株式払込金を支出した場合において、長男・長女を実質的株主として株式を取得させるため、その株式払込義務を代わって履行したものであるとして、長男・長女の株主権を認めたいケースである。

閉鎖的会社の株主権をめぐる争い

は、個々の家族構成員間の利害対立を背景としていることが多いが、本件もそうしたケースである(同族会社の株主権の帰属につき、詳細な認定判断が示されたものとして、東京地判平8・8・26本誌九四一四号二六四頁)。

本件の特色としては、株式払込金の負担者が長男・長女を実質的株主として株式を取得させるため株式払込義務を代行したとする事実認定にある。払い込んだ金員が家族の共有資産であった旨の主張を排斥している点は、個々の権利の可及的明確化という観点から評価されよう。そして、株式払込金の負担者ではないという形式だけで事柄を決することなく、(2)①②のような実質を重視して木目細かな判断を示している。いずれにしても、本件は事例的意義を有するものとして、実務上参考になるう。

原告 岡田純一
訴訟代理人 弁護士 前田尚一
原告 服部由子
訴訟代理人 弁護士 山本隆行
被告 株式会社岡田花
香仙
代表者代表取締役 岡田ミユキ
訴訟代理人 弁護士 島津宏興

主 文

一 原告岡田純一が被告の株式二八〇株を有することを確認する。

二 原告服部由子が被告の株主八〇株を有することを確認する。

る。

三 被告の平成七年一月一七日開催の臨時株主総会における多田玲子を取締役に選任する決議並びに定款一八条及び五条を変更する決議が存在しないことを確認する。

四 訴訟費用は被告の負担とする。

■事実及び理由

第一 原告らの請求

一 主文第一項から第三項までと同旨

二 (主文第三項についての予備的請求として)被告の平成七年一月一七日開催の臨時株主総会における多田玲子を取締役に選任する決議並びに定款一八条及び五条を変更する決議を取り消す。

第二 事案の概要

一 争いのない事実

1 被告は、印刷の製作販売などを目的として、昭和三十七年一月九日に設立された株式会社である。

被告の前身は、明治三十七年に岡田登見三が岡田花香堂の屋号で開業した個人事業にさかのぼる。岡田花香堂は、昭和一六六〇ころからは岡田登見三の子である岡田登二郎(明治四二年二月二四日生)が個人事業を承継し、昭和三五年一月には屋号を岡田花香仙と変更して、昭和三七年一月一九日に法人化された。

2 被告代表者である岡田ミユキ(大正二年三月二日生)は、昭和二二年五月に岡田登二郎と婚姻をし、夫婦の間には、次の一〇人の子が出生した。長男 原告岡田純一(昭和二二年九月

月一〇日生)

二男 岡田脩治(昭和一三年一月三日生)

三男 岡田陽三(昭和一五年二月三日生)

長女 原告服部由子(昭和一六年一月一〇日生)

四男 岡田健吾(昭和一七年一月二四日生)

二女 富川征子(昭和一九年二月六日生)

五男 岡田豊茂(昭和二〇年五月四日生)

三女 多田玲子(昭和二二年六月一日生)

六男 岡田宣久(昭和二三年七月九日生)

四女 岡田久美子(昭和二四年一月一日生)

3 被告は、一株の金額一〇〇〇円、設立時の発行株式総数五〇〇株、資本金五〇万円の株式会社として設立された。

設立に当たっては、岡田登二郎、岡田ミユキの夫婦、原告岡田純一、岡田脩治、岡田陽三、原告服部由子の四人の子と、岡田ミユキの親類である和田鎮造の七人が発起人となり、岡田登二郎が一五〇株、岡田ミユキが八〇株、原告岡田純一が七〇株、岡田脩治が七〇株、岡田陽三が七〇株、原告服部由子が二〇株、和田鎮造が二〇株の株式を引き受けた。残りの二〇株は、岡田ミユキの親類である布村久雄が募集に応じて株式の申込みをする形態をとった。このうち、和田鎮造と布村久雄は、

株主の名義を貸したものであり、実際には株式の払込みはしていない。

4 被告は、昭和五六年二月一日、新株一五〇〇株を発行して、発行済み株式総数を二〇〇〇株、資本金を二〇〇万円とした。

この新株の発行では、新株一株の発行価額を一〇〇〇円とし、同年八月三十一日現在の株主に対し、一株につき新株三株を割り当てる発行方法がとられた。しかし、新株の払込みには被告の内部に留保されていた金員が充てられ、株主は現実の払込みをしていない。

5 被告は、平成七年一月一日七日開催の臨時株主総会で、多田玲子を取締役に選任する決議と、定款一八条及び五条を変更する決議がされたとして、同年一月六日、多田玲子の取締役就任登記をしている。

6 被告は、岡田登二郎、岡田ミユキの夫婦が全額を出資して被告を設立したものであり、この二人のみが株主であったと主張して、原告らが被告設立時において実質的株主であったことを争っている。

二 争点
原告らは、被告設立時において、被告の実質的株主であったか、それとも単なる名義株主であったか。

第三 争点に対する判断
一 事実経過の認定

証拠（甲イ一〜一九、二一、乙一の1〜8、二、四、六の1・2、原告岡田純一本人、原告服部由子本人、被告代表者）によれば、次の事実を認めることができる。

1 原告岡田純一は、もともと大学に進学することを希望していたが、昭和三〇年六月ころ、父である岡田登二郎が高血圧症で倒れて十分な仕事ができなくなり、家族が多く家計に大学進学の出すだけの余裕もなくなったため、両親から家業である岡田花香堂の後を継いでほしいと要請された。そこで、原告岡田純一は、大学進学を断念して、昭和三十一年三月、高校を卒業した後、岡田花香堂の業務に従事するようになった。

二男の岡田脩治と三男の岡田陽三は、もともと家業を継ぐことを決めていたので、岡田脩治は昭和三十三年三月に高校を卒業した後、岡田陽三も昭和三十三年三月に高校を卒業した後、ともに岡田花香堂の業務に従事するようになった。

2 原告岡田純一、岡田脩治、岡田陽三の三人の兄弟は、病気がちの岡田登二郎や母の岡田ミユキをよく助けて、岡田花香堂、屋号変更後は岡田花香仙の業務に専念した。原告岡田純一ら三人の兄弟は、家計を管理していた岡田ミユキから小遣いや衣服などの生活用品は与えられていたが、岡田花香堂や岡田花香仙の業務に従事することの対価として給与の支給を受けることはなかった。

岡田花香堂、岡田花香仙は岡田登二郎の個人事業であったため、その営業により得られた利益は、一家の家計に充てられ、余剰が生じたときは岡田登二郎名義の預金として蓄えられていた。

3 原告服部由子は、昭和三六年三月に高校を卒業した後、隣家の衣料品会社に就職していたが、岡田花香仙が次第に業績を伸ばして人手が足りなくなってきたため、両親から家業を手伝うよう要請されて衣料品会社を退職し、昭和三七年四月から、岡田花香仙の業務に従事するようになった。

4 原告岡田純一は、家業を発展させるため事業を拡大することを意図し、昭和三七年秋、札幌市中心部の狸小路三丁目サン・デパートが開店した際には、慎重な態度をとる両親を説得して、サン・デパート内にテナントとして岡田花香仙の印章売場を出店させた。この出店が成功して、岡田花香仙は好調に業績を伸ばした。

この出店を契機として、原告岡田純一は、両親に対し、将来のためにも岡田花香仙を法人化するべきであると進言した。岡田登二郎と岡田ミユキも、これに同意し、岡田花香仙を法人化することが決まった。

5 岡田花香仙の法人化による被告の設立については、岡田登二郎、岡田ミユキと原告岡田純一とが協議し、設立に必要な書類の作成などは、境満寿夫税理士に依頼した。

この協議により、設立に当たっては、両親である岡田登二郎、岡田ミユキと、家業を継ぐために岡田花香仙の業務に専念していた原告岡田純一、岡田脩治、岡田陽三の三人の兄弟、家業を手伝った岡田花香仙の業務に従事するようになった妹の原告服部由子の六人が発起人となって株主となること、その持ち

株数は、原告岡田純一、岡田脩治、岡田陽三の三人の兄弟は同じように仕事をしていたので平等にそれぞれ七〇株とし、社長となる父の岡田登二郎はその二倍程度の二一〇株とし、母の岡田ミユキは三人の兄弟より少し多く八〇株とし、原告服部由子はずっと会社の業務を手伝っていきうるので二〇株とすることが決まった。このほかの兄弟姉妹は、未成年で家業にも従事していなかったため株主とはせず、当時の法制で必要とされた七人目の発起人となるために必要な株式申込人には、岡田ミユキの親類に依頼して名義を借りることが決められた。

総額五〇万円の出資金については、個人事業時代に利益を蓄えていた岡田登二郎名義の預金口座から五〇万円を払い戻し、その五〇万円が株式の払込みに充てられた。

6 こうして設立された被告は、以後、代表取締役が岡田登二郎、取締役が原告岡田純一と岡田脩治、監査役が岡田陽三という役員構成の下で、原告岡田純一が業務全般の中心となり、岡田脩治、岡田陽三、原告服部由子がこれに協力し、岡田陽三は経理も担当するという体制で運営されていった。

7 昭和四二年ころ、東京で大学を卒業して就職していた四男岡田健吾が帰郷し、被告の業務に従事するようになった。

昭和四七年六月、原告服部由子は、結婚して室蘭へ転居することとなったため、被告から退職した。

昭和五〇年八月、岡田陽三が死亡した。岡田陽三が保有していた被告の株式七〇株は、父である岡田登二郎が病気がちであったため、遺産分割協議により、他の遺産とともに、母の岡田ミユキが相続した。

岡田陽三が死亡したため、大学を卒業して東京の信用金庫に勤務していた五男岡田豊茂が両親から呼び寄せられて帰郷し、被告の経理を担当するようになった。

8 原告岡田純一は、昭和五三年一月、被告の経営方針についての相違などから岡田登二郎と対立したため、取締役を辞任して被告から退職し、同年四月、被告と同種の業務を行う個人事業を始めた。

被告では、同年四月、岡田ミユキ、岡田健吾、岡田豊茂が新たに取締役就任し、昭和五五年八月には、岡田ミユキが岡田登二郎と並んで代表取締役就任した。

原告岡田純一が取締役を辞任して退職した後、岡田登二郎は、被告の顧問税理士である岩城秀晴に対し、被告の実質的株主は岡田登二郎と岡田ミユキの二人であると述べるようになり、昭和五六年七月、岡田ミユキは、自分が保有する被告の株式から、岡田脩治に四五株、岡田健吾に三〇株、岡田豊茂に二五株を贈与した。

二 認定事実に基づく判断

1 被告の設立に当たっては、岡田登二郎名義の預金口座から払い戻された五〇万円が株式の払込みに充てられている。この預金は、岡田登二郎の

個人事業により得られた利益を蓄えたものである。

原告らは、この預金は原告らが無給で働いたことにより蓄積することができたものであり、実質的には家業専従者の共有資産であったから、原告らはその共有資産の持分相当分をもって出資したものであると主張する。

しかし、原告らが岡田登二郎の個人事業である家業に専従し、営業利益を上げることに寄与したとしても、その営業は事業主体である岡田登二郎の計算において行われるのであるから、営業による損益も事業主体である岡田登二郎に帰属すべきものである。この岡田登二郎名義の預金をもって、実質的に家業専従者の共有資産であったということはできない。したがって、被告の設立に当たっては、岡田登二郎がすべての株式の払込金を支出したものと認めるべきである。

2 しかし、だからといって、本

件においては、当時の法制上の必要から原告らを単なる名義株主としたものとみるのは相当でない。

原告岡田純一は、岡田登二郎が高血圧症で倒れて十分な仕事ができなくなり、両親から家業の後を継いでほしいと要請されたため、大学進学を断念して、高校卒業後すぐに家業に従事するようになり、やはり家業を継ぐため高校卒業後すぐに家業に従事するようになった岡田脩治や岡田陽三とともに、病気がちの岡田登二郎をよく助けて、給与の支給を受けることなく家業に専念し、サン・デパートへの出店を成功

させて好調に業績を伸ばした。原告服部由子も、高校卒業後に他に就職していたが、両親から家業を手伝うよう要請されて退職し、家業に従事するようになった。岡田登二郎に家業を法人化すべきであると進言したのは原告岡田純一であり、被告の株主や持ち株数の決定についても、原告岡田純一は岡田登二郎や岡田ミユキとの協議に積極的に関与した。その株主や持ち株数の決定は、当時、岡田花香仙の業務に携わっていた者を対象とし、それぞれの地位や役割を考慮して、それを反映させるようにしたものである。

このような事実経過によれば、岡田登二郎は、家業を継ぐために岡田花香仙の業務に専念していた原告岡田純一ら三人の兄弟や、家業を手伝って岡田花香仙の業務に従事するようになった原告服部由子には、名義だけではなく、実質的な株主として株式を保有させようとし、原告らにおいても、株式を保有して実質的な株主となることによつて、法人化された家業にますます意欲的に携わっていくこととしていたものといえることができる。このことは、設立以後、代表取締役が岡田登二郎、取締役が原告岡田純一と岡田脩治、監査役が岡田陽三という役員構成の下で、原告岡田純一が業務全般の中心となつて被告の運営をしていたことから、推認することができる。

そうすると、岡田登二郎は、実質的な株主として原告らに株式を保有させるため、原告らの株式の払込義務を原告らに代わって履行したものと認める

のが相当である。これにより、被告設立時において、原告岡田純一は株式七〇株を保有する株主となり、原告服部由子は株式二〇株を保有する株主となった。

3 このほか、原告服部由子が結婚のため被告を退職した際、原告服部由子が保有する株式について実質的な帰属が特に問題となった様子はうかがわれないこと、岡田陽三が死亡した時には、岡田陽三が保有していた株式は遺産分割協議によつて岡田ミユキが相続したことも、原告服部由子や岡田陽三が実質的な株主であることを前提にして、よく理解しうる場所である。

原告岡田純一が取締役を辞任して被告から退職した後、岡田登二郎は岩城秀晴税理士に対し、被告の実質的株主は岡田登二郎と岡田ミユキの二人であると述べるようになったが、その意図は、被告を辞めた者は株主にしておくわけにはいかない、被告から出ていったときは株主も全部返してもらおうという趣旨であったものと思われる(証人多田玲子、岡田久美子)。そうであるとするれば、岡田登二郎は、被告の設立当初において、被告の業務に従事する者には実質的な株主として株式を保有せると考えていたことになるし、後に岡田ミユキが岡田脩治に四五株、岡田健吾に三〇株、岡田豊茂に二五株の株式を贈与したのも、同様な意図に出たものといえることができる。しかし、原告らにいったん株式を保有させた以上は、被告を退職したというだけの理由で株式の保有を奪うことができないこ

とは、いうまでもない。

4 なお、岡田登二郎と岡田ミユキが被告にあつた昭和五一年四月一日付けの確認書(乙三)には、岡田登二郎が所有する被告の株式数は一五〇株、岡田ミユキが所有する被告の株式数は三五〇株であることに相違ないとの記載がされているが、この書類をいつ、だが、どのような経過で作成したのかは明らかでない。

第四 結論

一 株主権の確認

以上のとおり、被告設立時において、原告岡田純一は株式七〇株を、原告服部由子は株式二〇株を保有する株主であつた。

被告は、昭和五六年二月一日、株主から現実の払込みを受けずに、一株につき新株三株を割り当てる新株の発行をしているから、これによって、原告岡田純一が保有する株式数は二八〇株に、原告服部由子が保有する株式数は八〇株になったものといふことができる。

二 株主総会決議の不存在

被告において、平成七年一〇月一日に株主総会が開催されたことを認めるに足りる証拠はない。

したがつて、同日開催の臨時株主総会で決議されたという多田玲子を取締役に選任する決議、定款一八条及び五条を変更する決議は、存在しないものと認めるべきである。

(裁判官片山良廣)

手形の被偽造者が権利外観法理により振出責任を免れないとされた事例

(広島地裁平一〇(手ワ)第三号、約束手形金請求事件、平一〇・3・29民事第一審判決、認容・確定)

手形法七条・八条・七七条二項、民法一〇九条・一一〇条

《解説》

一 本件は、従前より被告及び本件手形の裏書人であるBとの間に介在し相互に融通手形の振出、交換することを仲介していたAが、被告に對し、見せ手形として一三〇〇万円の手形を振り出してほしいと懇請したのに対し、被告は、Aの面前で本件手形の金額、振出人欄、支払期日欄のみ記入し、振出人欄には被告の記名印のみで代表者印を押捺せず、受取人欄白地の手形をAに交付した。被告は、代表者印、記名印を入れた印箱に施錠せずこれを机上に置き、約三〇分間その場を離れたが、Aは、その間に印箱から被告の代表者印を取り出して本件手形に盗捺し、受取人にはBと補充され、原告がBから割引依頼を受けて取得したものである。

二 原告は、Aが被告代表者名義の捺印を盗用、偽造することにより被告の意思に反して振り出された手形であっても、本件手形が流通した帰責性は代表者印の管理を怠つてい

た被告にあり、また、原告は本件手形が真正に作成されたものと信じたのであるから権利外観理論の適用により、被告は手形責任を負担すると主張した。

被告は、原告が本件手形が真正に作成されたものと信じたとしても、本件手形面の収入印紙に消印がないこと、切取線上に割印がないこと、原告は本件手形が有効に振り出されたものか否かについて一般的な信用調査しかしていないことから過失があつたと主張した。

三 本判決は、真実と外観とが異なる場合にも、本人に外観を作出したことに責むべき事由があり、そして相手方がそのような外観を真実と誤認することにつき十分の理由があるときは、本人をして外観に基づく責任を負担せしめるのが相当であるとし、偽造手形の被偽造者に権利外観理論によって、約束手形の責任を肯定し、被告の主張に対しては、振出署名の真否を被告やその取引銀行に照会するなどして確認しなかつたことが過失に当たるとすることはできないと判示した。

四 署名者が手形に署名することを認識して本人により真正な署名がなされた以上、後に署名者の意思に基づかずして流通に置かれたとしても、これを偽造と見るべきではない。この場合には、いわゆる交付契約欠缺の場合として、その効力を考えるべきである(最三小判昭46・11・16民集二五巻八号一七三頁、本誌二七一

号一八四頁参照)。しかしながら、本件は、被告が統一手形用紙に受取人欄と振出人欄の代表者印のほかは手形要件を記載し、これを見せ手形として利用させる趣旨でAに交付したところ、Aが被告の隙を見て盗取した被告代表者の印章を捺印し、完成手形として流通に置いたという事実であるから、手形に真正な署名がなされたとはいえず、手形の偽造とみるべきである。本判決もこれを手形の偽造であるとするが、権利外観理論により被偽造者である被告の手形上の責任を肯定した。

手形の被偽造者は何人に対しても手形上の責任を負わないのが原則である。例外的に被偽造者の手形上の責任を認めるとすれば、表見代理に関する民商法の諸規定を類推適用するか、表見責任の一般理論としての権利外観理論によるほかはないであろう。判例は、表見代理の規定を類推適用するものが多い(最三小判昭36・12・12民集一五巻一〇二七五頁、本誌一二七号四八頁、最三小判昭39・9・15民集一八巻七号一四三五頁、本誌一六八号八九頁など)。権利外観理論によって被偽造者の責任を肯定したのものとして松山地西条支判昭49・11・28判時七二七号九二頁)。学説は、権利外観理論の適用により善意の手形取得者の利益保護を図る必要が大きいとしても、その利益衡量の困難性と何を被偽造者側の帰責原因とし、手形取得者側にいかなる正当の理由があれば足りるかというその適用限界に